

情報通信技術、人工知能の進展と税務行政の潮流

先日「中国の現況」というセミナーに参加しました。その中で税務行政の電子化の進展により、近いうちにインターネットのサイトに個人番号を入力すれば、自らの確定申告書が既に出来上がっている、その内容を確認して、後はスマホを利用して納税するだけといった状況になるといった話を伺いました。中国では各政府関連部門が税務機関に対し、所得控除に必要な情報を提供し、例えば個人負担の医療費用の情報については医療保障部門が、住宅商業ローンの返済情報については人民銀行・金融監督管理部門が、情報を提供します。また収入面においては、企業の被雇用者の所得情報などは、勤務先より税務当局に情報が提供されるのは当たり前ですが、事業所得については、請求書の発行を電子的に行い、その情報が税務当局にオンラインで提供され、売上が自動的に把握される。物品、サービスの購入も、費用計上の要件として電子請求書の受領が求められ、請求書発行時に、購入者の個人番号の入力が求められますので、個人の購入情報も税務当局に吸い上げられます。個人経費と事業経費の区分けや、海外との取引など、一部システム未対応の取引もある様ですが、国内の経済活動については、税務申告に必要なデータは、全て税務当局が把握出来るシステムが出来上がっている様です。またこれを確認するサイトは、アリババが提供するといった話も聞き

ました。

一方日本でも2017年末頃、国税庁がICT（情報通信技術）・AI（人工知能）を活用することで、納税者の利便性を向上させるとともに、課税・徴収の効率化・高度化を進めていくスタンスを明らかにしました。

「納税者の利便性の向上」では、マイナポータルやe-Taxのメッセージボックスを通じて、個々の納税者のニーズに合わせてカスタマイズした税情報を見やすく配信できるようにしたり、税務相談にメールやチャットを活用するほか、相談内容をAIが分析し、システムが自動的に最適な回答を行う仕組みも整えていく、とされています。

他方「課税・徴収の効率化・高度化」では、国税当局が保有する資料情報データ等と納税者の申告内容をシステム上でチェックすることで、申告漏れや適用誤りを効率的に把握するとされています。

さらに、調査の必要性が高い大口・悪質な不正計算が想定される事案を的確に選定するため、過去の接触事績や資料情報のシステム的なチェックに加え、統計分析の手法を活用し、納税者ごとの調査必要度を判定するとされています。

ICT、AIの進展により世界各国で「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」が進んでいます。
(原 高明)